



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（医療政策課）	1
告 示	
○民有保安林の指定の解除（森林管理課）	1
○道路の区域の変更（道路管理課）	2
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	2
公 告	
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	2

規 則

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第74号

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「2年」を「3年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（返還債務の免除が受けられる勤務期間の特例）

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間において、指定医療機関のうち診療所の医師として1年以上勤務した場合における第19条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の表期間の欄及び同条第2項の規定中「4年」とあるのは、「3年」とする。

別表第2中「社会医療法人友愛会豊見城中央病院」を「社会医療法人友愛会友愛医療センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

告 示

沖縄県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年8月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字田井等田井等351番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和3年8月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字宮里453番6から 名護市字宮里453番10まで	29.0m ～ 33.3m	101.0m
新	名護市字宮里453番6から 名護市字宮里453番10まで	23.8m ～ 27.1m	101.0m

沖縄県告示第406号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南部国道事務所管内の直轄国道
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年7月28日から令和4年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（車載車両センシング装置による計測）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年8月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
 - (2) 商号名 有限会社美島開発
 - (3) 代表者名 比嘉毅
 - (4) 所在地 北中城村字島袋274番地4 102号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第9737号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
 - (2) 商号名 有限会社高道
 - (3) 代表者名 高道昆夫
 - (4) 所在地 石垣市字登野城649番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第11133号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
- (2) 商号名 うるま産業株式会社
- (3) 代表者名 森山猛
- (4) 所在地 宜野湾市真栄原三丁目37番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12035号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
- (2) 商号名 株式会社アサヒプラント
- (3) 代表者名 中本宏
- (4) 所在地 那覇市小禄2丁目8番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第6389号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月24日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
- (2) 商号名 株式会社Yバランス企画
- (3) 代表者名 新垣介範
- (4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目5番5号2F
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13686号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、管工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、管工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
- (2) 商号名 有限会社黒島組
- (3) 代表者名 池間史江
- (4) 所在地 石垣市字真栄里469番地9
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第446号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年2月22日
- (2) 商号名 有限会社トクマサ工業
- (3) 代表者名 德里政好
- (4) 所在地 うるま市字塩屋307番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第9850号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年3月12日

- (2) 商号名 新屋設備
- (3) 代表者名 新屋良勝
- (4) 所在地 沖縄市泡瀬六丁目12番42号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第14101号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

9(1) 処分をした年月日 令和3年3月12日

- (2) 商号名 ヒカリ塗装工業
- (3) 代表者名 儀間博光
- (4) 所在地 与那原町字東浜62番地の33サザンパレス東浜マリンタワー203
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13543号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---